

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成二十三年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（基盤地図情報整備）

二 測量の地域 北葛城郡河合町

三 測量の期間 平成二十三年十一月二十九日から平成二十四年三月三十一日まで